各地方厚生局健康福祉部長 殿

厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障害保健福祉部精神・障害保健課長 ( 公 印 省 略 )

基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手 続の取扱いについて

今般、基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等の一部を改正する件(令和2年厚生労働省告示第98号)が公布され、本年4月1日より適用されることとなったところであるが、適用に際しては、下記の事項に留意の上、貴管内指定医療機関に周知するとともに、関係制度の円滑な実施について遺漏なきを期されたい。

なお、「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準及びその届出に関する手続の 取扱いについて」(平成17年8月2日障精発第0802004号厚生労働省社会・援護局障害保 健福祉部精神保健福祉課長通知)は、令和2年3月31日限りで廃止する。

記

#### 第1 届出に関する手続

- 1 各施設基準に係る届出を行おうとする指定医療機関の開設者は、当該指定医療機関の 所在地を管轄する地方厚生局長に対して、別添の当該施設基準に係る届出書を1通提出 するものであること。また、当該指定医療機関は、提出した届出書の写しを適切に保管 するものであること。
- 2 届出書の提出があった場合は、届出書を基に、「基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準等入院料等の施設基準」(平成17年厚生労働省告示第366号。以下「施設基準告示」という。)及び本通知に規定する基準に適合するか否かについて要件の審査を行い、記載事項等を確認した上で受理又は不受理を決定するものであること。また、補正が必要な場合は適宜補正を求めるものとする。

なお、この要件審査に要する時間は原則として2週間以内を標準とし、遅くとも概ね 1ヶ月以内(提出者の補正に要する期間は除く。)とするものであること。

3 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準に係る届出を行う指定医療機関が、 当該届出を行う前6ヶ月間において、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の 医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「法」という。)第85条第 1項、健康保険法(大正11年法律第70号)第78条第1項(同項を準用する場合も含む。) 又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第72条第1項の規定に 基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬に関し、不正又は不当な行為が認められた保険医療機関並びに法第85条第1項、健康保険法第94条第1項(同項を準用する場合も含む。)又は高齢者の医療の確保に関する法律第81条第1項の規定に基づく検査等の結果、健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護及び高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項に規定する指定訪問看護の内容又は訪問看護療養費の請求に関し、不正又は不当な行為が認められた訪問看護事業所(健康保険法第89条第2項の規定する訪問看護事業所とみなす指定居宅サービス事業者も含む。)である場合にあっては、当該届出の受理は行わないものであること。

なお、「不正又は不当な行為が認められた」場合(法第85条第1項の規定に基づく報告の請求及び検査による場合を除く。)とは、「保険医療機関及び保険医等の指導及び監査について」(平成7年12月22日保発第117号厚生省保険局長通知)及び「指定訪問看護事業者等の指導及び監査について」(平成20年9月30日保発第0930009号厚生労働省保険局長通知)に規定する監査要綱に基づき、戒告若しくは注意又はその他の処分を受けた場合をいうものとする。

4 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、当該指定医療機関の所在する都道府県にある社会保険診療報酬支払基金支部に対して受理番号を付して通知するものであること。

入院対象者入院医学管理料

(入処医管)第〇〇号

通院対象者通院医学管理料

(通処医管)第〇〇号

通院対象者社会復帰体制強化加算

(通社強)第〇〇号

医療観察児童思春期精神科専門管理加算

(医児春専)第〇〇号 (医認イ)第〇〇号

医療観察認知療法・認知行動療法イ

(医認口) 第〇〇号

医療観察認知療法・認知行動療法ロ

(医依集イ) 第〇〇号

医療観察依存症集団療法イ

(医依集口) 第〇〇号

医療観察依存症集団療法口

(医精神作業)第〇〇号

医療観察精神科作業療法

医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」

(医精ショ大)第〇〇号

医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」

(医精ショ小)第〇〇号

医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」

(医精デイ大)第〇〇号

医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」

(医精デイ小)第〇〇号

医療観察精神科ナイト・ケア

(医精ナイト)第〇〇号

医療観察精神科デイ・ナイト・ケア

(医デイナイ)第〇〇号

医療観察抗精神病特定薬剤治療指導管理料(医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。) (医抗治療)第〇〇号

医療観察訪問看護基本料

(医訪看基 10) 第〇〇号

医療観察24時間対応体制加算

(医訪看対23)第〇〇号

- 5 要件審査を終え、届出を受理した場合は、届出日に遡って算定することができるもの とする。
- 6 届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に対して通知するもの であること。

## 第2 届出受理後の措置

- 1 届出を受理した後において、届出の内容と異なった事情が生じ、当該施設基準を満た さなくなった場合又は当該施設基準の届出区分が変更となった場合には、指定医療機関 の開設者は遅滞なく変更の届出等を行うものであること。ただし、次に掲げる事項につ いての一時的な変動については、この限りではないこと。
- (1) 医師と法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により入院している者(以下「入院対象者」という。)の比率については、暦月で3ヶ月を超えない期間の 1割以内の一時的な変動。
- (2) 看護師と入院対象者の比率については、暦月で1ヶ月を超えない期間の1割以内の 一時的な変動
- (3) 作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師と入院対象者の比率については、暦月で3ヶ月を超えない期間の1割以内の一時的な変動。
- 2 基本診療料及び医療観察精神科専門療法の施設基準に適合しないことが判明した場合は、所要の指導の上、変更の届出を行わせるものであること。その上で、なお改善がみられない場合は、当該届出は無効となるものであるが、その際には指定医療機関に弁明を行う機会を与えるものとすること。
- 3 届出事項については、必要に応じ、診療報酬の届出等と関連づけて確認すること。

#### 第3 施設基準

- 通則 施設基準の届出に当たって、入院対象者の数及び看護師等の数等の取扱いについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知。以下「基本診療料通知」という。)別添2入院基本料等の施設基準等第2病院の入院基本料等に関する施設基準4の例によること。
- 1 入院対象者入院医学管理料
- (1) 入院対象者入院医学管理料に関する施設基準
  - ① 当該指定入院医療機関の専ら入院対象者に医療を実施するための病棟に係る病床は全て個室で、床面積は10平方メートル以上であり、以下に掲げる施設を有していることを標準とする。ただし、病院の病棟の一部であって、法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者であって集中的な治療を要する者を入院させるための精神病床(14床を超えないものに限る。)により構成される病棟(以下「小規格病棟」という。)にあってはこの限りでない。
    - ア 2カ所以上の診察室
    - イ 酸素吸入装置・吸引装置等を有する処置室
    - ウ 床面積 10 平方メートル以上の保護室
    - エ
      集団精神療法室、作業療法室
    - オ 入院対象者が使用できる談話室、食堂、面会室、浴室及び公衆電話
  - ② 当該指定入院医療機関には、医療の質を確保するため、「新病棟外部評価会議」、「新 病棟運営会議」、「新病棟倫理会議」、「新病棟治療評価会議」及び「地域連携を確保す るための会議」が設置され、定期的に開催されていること。
  - ③ 緊急時の対応のため、「事故・火災発生対応マニュアル」及び「無断退去等対応マニュアル」が整備されていること。
  - ④ 無断退去を防止するため、安全管理体制が整備されていること。

- ⑤ 当該入院医学管理の実施等については、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行について」(平成 17 年 7 月 14 日障精発第 0714001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知。以下「医観法施行通知」という。)の別紙 1 「指定入院医療機関運営ガイドライン」を参考とすること。
- ⑥ 病院の病棟の一部に小規格病棟を有している場合においては、小規格病棟に勤務する常勤看護師として、当該小規格病棟の入院対象者の数に 1.3 を乗じた数以上を配置すること。なお、当該常勤看護師については当該医療機関の病棟における小規格病棟以外の部分に係る看護職員として算定してはならないこと。
- ⑦ 100 人以上の患者を入院させるための施設を有し、その診療科名中に内科、外科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科を含む病院において、当該病棟における常勤の作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師の数の合計が1に当該病棟の入院対象者の数が5又はその端数を増すごとに1を加えた数に満たない場合にあっては、入院対象者の状態に応じた入院医学管理を行うにつき以下の体制を整備していること。
  - ア 重度の身体合併症を有する対象者については、他の診療科等と連携し、精神障害 の治療と相まって、身体合併症に対する適切な医療を提供できる体制を確保してい ること。
  - イ 重度の身体合併症を有さない対象者(治療により身体合併症が治療した者を含む。)については、当該対象者の社会復帰を促進するために適当な指定入院医療機関に当該対象者を転院させるための必要な連絡調整を行うなど、他の指定入院医療機関との綿密な連携体制を確保していること。
- (2) 急性期入院対象者入院医学管理料の入院対象者 医観法施行通知の別紙2「入院処遇ガイドライン」(以下「処遇ガイドライン」という。)に示される、「急性期の到達目標」の各項目を満たした又はそれに準ずる状態であると指定入院医療機関の新病棟運営会議において判断されたことがなく、かつ、入院後間もない期間であって、当該医療機関の管理者により、急性期における医療を
- (3) 回復期入院対象者入院医療管理料の入院対象者 処遇ガイドラインに示される、「急性期の到達目標」の各項目を満たした又はそれ に準ずる状態であると指定入院医療機関の新病棟運営会議において判断され、指定入 院医療機関の管理者により、回復期における医療を提供する必要性があると認められ

提供する必要性があると認められた入院対象者であること。

た入院対象者であること。

れた入院対象者であること。

- (4) 社会復帰期入院対象者入院医療管理料の入院対象者 処遇ガイドラインに示される、「回復期の到達目標」の各項目を満たし又はそれに 準ずる状態であると指定入院医療機関の新病棟運営会議において判断され、指定入院 医療機関の管理者により、社会復帰期における医療を提供する必要性があると認めら
- (5) 急性期入院対象者入院医学管理料に係る施設基準 「注3」の「別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合」とは、次の① 及び②の条件の全てを満たさなければ、施設基準を満たさない場合である。
  - ① 隔離又は身体拘束が行われている状況下で当該医療機関内に設置された行動制限最小化委員会による評価を受けてから7日以内であること。
  - ② 入院対象者の同意によらない医療行為が行われている状況下で当該医療機関に設置された新病棟倫理会議による評価を受けてから7日以内であること。

#### (6) 届出に関する事項

入院対象者入院医療管理料の施設基準に係る届出は、別添の様式1及び様式1-2、 当該病棟に従事する医師の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び 勤務時間は様式2を用いること。なお、「注2」に該当した場合についても同様式を用 いて届け出ること。また、当該病棟の配置図及び平面図を添付すること。

#### 2 通院対象者通院医学管理料

- (1) 通院対象者通院医学管理料に関する施設基準
  - ① 当該指定通院医療機関に、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師が1名以上 配置されていること。
  - ② 当該指定通院医療機関には、医療の質を確保するため「多職種チーム会議」が設置され、定期的に開催されていること。また、保護観察所が設置する「ケア会議」に参加し、処遇の実施計画に協力するなど緊密な連携体制が整備されていること。
  - ③ 法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定を受けた対象者(以下「通院対象者」という。)の病状急変等により、通院対象者又はその看護に当たっている者から電話等によって治療上の意見を求められた場合に常時対応できる体制があること。
  - ④ 当該指定通院医療機関は、医療観察精神科デイ・ケア及び医療観察精神科訪問看護・ 指導を実施できる体制を整えているか、若しくはそのような他の指定通院医療機関と の連携体制を有していること。また、通院対象者の急性増悪等による入院における診 療に対処するため、当該指定通院医療機関の1つの精神病棟における常勤の看護師若 しくは准看護師の数が、当該病棟の入院患者数の3若しくはその端数を増すごとに1 以上であり、かつ、当該病棟の看護師の割合が4割以上であるか、又は前述と同等の 機能を有する医療機関との連携体制を有していること。ただし、当該指定通院医療機 関における精神障害を有する者に対する医療及び保護の体制、当該指定通院医療機関 の管理運営の状況、当該指定通院医療機関の地域における役割等を勘案し指定通院医 療機関として指定することが適当であると認められる医療機関については、この限り でないこと。
  - ⑤ 通院医学管理の実施等については、医観法施行通知の別紙3「指定通院医療機関運営ガイドライン」を参考とすること。
- (2) 通院対象者社会復帰体制強化加算に関する施設基準
  - ① 「通院対象者を常時3名以上受け入れる体制を確保していること」とは、過去3年間において同時期に、通院対象者を3名以上受入れた実績があり、かつ、地方厚生局等からの受入れに関する協力要請があった時点において、現に受入れている通院対象者が3名に満たない場合に、受け入れ要請に応じることができる体制であること。なお、地方厚生局等からの受入れに関する協力要請があった時点において、現に受

なお、地方厚生局等からの受入れに関する協力要請があった時点において、現に受入れている通院対象者が3名以上の場合にあっても、できるかぎり受入れ要請に応じることが望ましい。

- ② 当該指定通院医療機関に専任の作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師を2名 以上配置していること。
- (3) 届出に関する事項

通院対象者通院医学管理料の施設基準に係る届出は、別添の様式3、通院対象者社会復帰体制強化加算の施設基準に係る届出は様式8を、当該治療に従事する作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専任・非専任の別)及び勤務時間に係る届出は様式9をそれぞれ用いること。

#### 3 医療観察通院精神療法

(1) 医療観察児童思春期精神科専門管理加算に関する施設基準

20 歳未満の対象者の診療を行うにつき相当の実績を有している指定通院医療機関であること。なお、「相当の実績を有する」とは以下のことをいう。

- ア 当該指定通院医療機関に、精神保健指定医に指定されてから5年以上にわたって 主として20歳未満の患者に対する精神医療に従事した経験を有する常勤精神保健 指定医が1名以上勤務していること。なお、週3日以上常態として勤務しており、 かつ、所定労働時間が週24時間以上の勤務を行っている専任の非常勤医師(精神 保健指定医に指定されてから5年以上にわたって主として20歳未満の患者に対す る精神医療に従事した経験を有する精神保健指定医に限る。)を2人以上組み合わ せることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯医師が配置されている場合に は、当該基準を満たしていることとみなすことができる。
- イ アの他、主として 20 歳未満の患者に対する精神医療の経験 1 年以上を含む精神科の経験 3 年以上の常勤精神科医が、 1 名以上勤務していること。なお、週 3 日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週 24 時間以上の勤務を行っている専任の非常勤精神科医(主として 20 歳未満の患者に対する精神医療に従事した経験 1 年以上を含む精神科の経験 3 年以上の医師に限る。)を 2 人以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。
- ウ 20 歳未満の患者に対する当該療法に専任の精神保健福祉士又は公認心理師が 1 名以上配置されていること。
- (2) 届出に関する事項

医療観察児童思春期精神科専門管理加算に関する施設基準に係る届出は別添の様式3-2を用いること。

- 4 医療観察認知療法・認知行動療法
- (1) 医療観察認知療法・認知行動療法に関する施設基準

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成30年3月5日保医発0305第3号厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官連名通知。以下「特掲診療料通知」という。)の認知療法・認知行動療法の例によること。

(2) 届出に関する事項

医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準に係る届出は別添の様式 4 を用いること。

- 5 医療観察依存症集団療法
- (1) 医療観察依存症集団療法に関する施設基準 特掲診療料通知の依存症集団療法の例によること。
- (2) 届出に関する事項

医療観察依存症集団療法の施設基準に係る届出は別添の様式4-2を用いること。 専任の精神科医及び専任の看護師等については、研修修了を証明する書類を添付する こと。

- 6 医療観察精神科作業療法
- (1) 医療観察精神科作業療法に関する施設基準 特掲診療料通知の精神科作業療法の例によること。
- (2) 届出に関する事項 医療観察精神科作業療法の施設基準に係る届出は別添の様式5を、当該治療に従事

する作業療法士の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間 に係る届出は様式7をそれぞれ用いること。また、当該治療が行われる専用の施設の 配置図及び平面図を添付すること。

- 7 医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」
- (1) 医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」に関する施設基準 特掲診療料通知の精神科ショート・ケア「大規模なもの」の例によること。
- (2) 届出に関する事項

医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」の施設基準に係る届出については 別添の様式6を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従 の別)及び勤務時間に係る届出については様式7をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

- 8 医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- (1) 医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」に関する施設基準 特掲診療料通知の精神科ショート・ケア「小規模なもの」の例によること。
- (2) 届出に関する事項

医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」の施設基準に係る届出については 別添の様式6を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専 従の別)及び勤務時間に係る届出については様式7をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

- 9 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」
- (1) 医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」に関する施設基準 特掲診療料通知の精神科デイ・ケア「大規模なもの」の例によること。
- (2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式6を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式7をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

- 10 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- (1) 医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」に関する施設基準 特掲診療料通知の精神科デイ・ケア「小規模なもの」の例によること。
- (2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」の施設基準に係る届出については別添の様式6を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式7をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

11 医療観察精神科ナイト・ケア

- (1) 医療観察精神科ナイト・ケアに関する施設基準 特掲診療料通知の精神科ナイト・ケアの例によること。
- (2) 届出に関する事項

医療観察精神科ナイト・ケアの施設基準に係る届出については別添の様式6を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び勤務時間に係る届出については様式7をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載すること。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

- 12 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア
- (1) 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアに関する施設基準 特掲診療料通知の精神科デイ・ナイト・ケアの例によること。
- (2) 届出に関する事項

医療観察精神科デイ・ナイト・ケアの施設基準に係る届出については別添の様式 6 を、当該ケアの従事者の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤、専従・非専従の別)及び 勤務時間に係る届出については様式 7 をそれぞれ用いること。

なお、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科 デイ・ナイト・ケアの経験を有する看護師については、その旨を備考欄に記載するこ と。また、当該治療が行われる専用の施設の配置図及び平面図を添付すること。

- 13 医療観察抗精神病特定薬剤治療指導管理料
- (1) 医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に関する施設基準 特掲診療料通知の治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の例によること。
- (2) 届出に関する事項

医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に関する施設基準に係る届出については別添の様式10を用いること。

- 14 医療観察訪問看護基本料
- (1) 医療観察訪問看護基本料に関する施設基準

当該医療観察訪問看護基本料を算定する心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律施行令(平成16年政令第310号)第1条各号に掲げる指定通院医療機関(以下「訪問看護事業型指定通院医療機関」という。)の保健師、看護師又は作業療法士は、次のいずれかに該当する者であること。ただし、令和2年3月31日において、現に当該基本料に係る届出を行っている訪問看護事業型指定通院医療機関については、エに該当する者のうち、当該届出に係る医療観察訪問看護を行う者としてすでに届出内容に含まれている者については、エの⑧に掲げる内容を受講していなくても差し支えない。

- ア 精神科を標榜する保険医療機関において、精神病棟又は精神科外来に勤務した経 験を1年以上有する者
- イ 精神疾患を有する者に対する訪問看護の経験を1年以上有する者
- ウ 精神保健福祉センター又は保健所等における精神保健に関する業務の経験を1年 以上有する者
- エ 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する精神科訪問看護に関する知識・技術の習得を目的とした 20 時間以上を要し、修了証が交付される研修を修了している者。なお、研修は次の内容を含むものである。
  - (1) 精神疾患を有する者に関するアセスメント
    - ② 病状悪化の早期発見・危機介入

- ③ 精神科薬物療法に関する援助
- ④ 医療継続の支援
- ⑤ 利用者との信頼関係構築、対人関係の援助
- ⑥ 日常生活の援助
- ⑦ 多職種との連携
- ⑧ GAF尺度による利用者の状態の評価方法

## (2) 届出に関する事項

医療観察訪問看護基本料に関する施設基準に係る届出については別添の様式 11 を用いること。

- 15 医療観察 24 時間対応体制加算
- (1) 医療観察24時間対応体制加算に関する施設基準

「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第4号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「訪問看護基準通知」という。)の24時間対応体制加算の例によること。ただし、施設基準告示第3の11に規定する地域又は基本診療料通知の別添3の別紙2に掲げる「医療を提供しているが、医療資源の少ない地域」に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関において、2つの訪問看護事業型指定通院医療機関が連携し要件を満たす場合の届出は、別添の様式13を用いること。

#### (2) 届出に関する事項

医療観察 24 時間対応体制加算に関する施設基準に係る届出については別添の様式 12 を用いること。ただし、施設基準告示第3の11 に規定する地域又は基本診療料通知の別添3の別紙2に掲げる「医療を提供しているが、医療資源の少ない地域」に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関において、2つの訪問看護事業型指定通院医療機関が連携し要件を満たす場合の届出は、別添の様式13を用いること。

- 注1 医療観察精神科作業療法、医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」、医療観察精神科ショート・ケア「小規模なもの」、医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」、医療観察精神科デイ・ケア「小規模なもの」、医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケア(以下「医療観察精神科作業療法等」)の施設基準について、法の通院対象以外の者も含め一体として実施している場合については、その単位における施設基準とする。
- 注2 別添の様式3-2については特掲診療料通知の別添2の様式44の5、別添の様式4については特掲診療料通知の別添2の様式44の3、別添の様式4-2については特掲診療料通知の別添2の様式44の7、別添の様式5については特掲診療料通知の様式2の第45、別添の様式6については特掲診療料通知の様式2の第46、別添の様式7については基本診療料通知の別添6の様式20、別添の様式11については訪問看護基準通知の別紙様式1、別紙様式の12については訪問看護基準通知の別紙様式2、別添様式13については訪問看護基準通知の別紙様式3を用いても差し支えない。
- 注3 医療観察精神科ショート・ケア「大規模なもの」の「注2」、医療観察精神科デイ・ケア「大規模なもの」の「注2」及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアの「注4」の「疾患等に応じた診療計画」については、様式14又はこれに準じる様式(特掲診療料通知様式2の様式46の2等)で作成すること。
- 注4 平成31年4月1日から当分の間、以下のいずれかの要件に該当する者を公認心理師 とみなす。
  - ア 平成31年3月31日時点で、臨床心理技術者として保険医療機関に従事していた者

イ 公認心理師に係る国家試験の受験資格を有する者

## 施設基準に係る届出書

届出番号

(届出事項)

] の施設基準に係る届出

□ 当該届出を行う前6月間において、地方厚生局に対して、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第85条第1項、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。(訪問看護事業型指定通院医療機関においては、当該届出を行う前6月間において、地方厚生局に対して、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第85条第1項、健康保険法第94条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第81条第1項の規定に基づく検査等の結果、指定訪問看護の内容又は訪問看護療養費の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。)

標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。

令和 年 月 日

指定医療機関の所在地及び名称

開設者名

印

地方厚生局長 殿

- - 2 □には、適合する場合「レ」を記入すること。
  - 3 届出書は、1通提出のこと。

様式 1 入院対象者入院医学管理料の施設基準に係る届出書添付書類

医療機関の概要	病床数	床			
	精神保健指定医	常勤	人	非常勤	人
	薬剤師	常勤	人	非常勤	人
当該病棟の概要	病床数	床			
	精神保健指定医	常勤	人	非常勤	人
	医師(指定医を含む	ご) 常勤	人	非常勤	人
	看護師	常勤	人	非常勤	人
	作業療法士				
	精神保健福祉士	常勤	人	非常勤	人
	公認心理師				
当該病棟の構造	個室 室	床 1 床当たり	床面和	責 平方	メートル
設備	診察室 室				
	処置室 室				
	常設されている装置・器具等の名称・台数等				
	•				
	保護室室	床 1床当たり	床面積	平方:	メートル
	集団精神療法室	平方メート	ル		
	作業療法室	平方メート	ル		
	談話室	平方メート	ル		
	食堂	平方メート	ル	浴室の有無	有∙無
	面会室	平方メート	ル	公衆電話の有	ī無 有·無
会議の設置状況	別紙				
	事故•火災発生效	付応マニュアルの有無	Ħ.	有 • 無	
マニュアル関係	無断退去等対応	マニュアルの有無		有 • 無	
当該病棟の安全	構造設備面				
管理体制	人員面				

注1) 有無については、いずれかに〇で囲むこと。

(例:無断退去等を防止するため、モニター及び保安照明を設置等)

注2) 当該病棟の安全管理体制については、具体的に講じている安全管理体制を記載すること。

様式 1 - 2 入院対象者入院医学管理料の施設基準に係る届出書添付書類

会議名	会議メンバー等
	開催予定回数( )回/週・月・年
	参加メンバー(氏名・職種)
新病棟外部評価会議	
	開催予定回数( )回/週・月・年
	参加メンバー(氏名・職種)
** ** ** **	
新病棟運営会議	
	開催予定回数 ( )回/週・月・年
	参加メンバー(氏名・職種)
   新病棟倫理会議	•
利	•
	•
	開催予定回数()回/週・月・年
	参加メンバー(氏名・職種)
   新病棟治療評価会議	•
初刊不但孫門圖五號	•
	•
	•
	開催予定回数()回/週・月・年
	参加メンバー(氏名・職種)
地域連携を確保するための会議	•
TOWNERS CREEK / O'CON A DE	•
	•
	•

様式 2 入院対象者入院医学管理を行う精神病棟に勤務する従事者の名簿

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
			∫ 常勤 ∫ 専 従		
			<sup>1</sup> 非常勤 <sup>1</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫専 従		
			<sup>1</sup> 非常勤 <sup>1</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫専 従		
			〕 非常勤 〕 非専従		
			∫常勤 ∫専 従		
			<sup>し</sup> 非常勤 <sup>し</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫専 従		
			し 非常勤 し 非専従		
			∫常勤 ∫専 従		
			し 非常勤 し非専従		
			∫常勤 ∫専 従		
			し 非常勤 し 非専従		
			∫常勤 ∫専 従		
			└非常勤 └非専従		
			∫常勤 ∫専 従		
			し 非常勤 し非専従		
			∫常勤 ∫専従		
			└ 非常勤 └ 非専従		
			│∫常勤 ∫専従		
			└ 非常勤 └ 非専従		
			│∫常勤 ∫専 従		
			└ 非常勤 └ 非専従		
			∫常勤		
			└ 非常勤 └ 非専従		
			│ ∫ 常勤 │ 与 従		
			「非常勤」「非専従		
			「「常勤」 「専 従		
			北京勤 北東従		
			∫常勤 ∫専 従		
			しま常勤 し非専従		

注) 職種の欄には、医師、看護師等と記入すること。

様式3 通院対象者通院医学管理料の施設基準に係る届出書添付書類

	病床数床		
	精神保健指定医 常勤  人 非常勤  人		
<b>たは、地田の畑</b> 東	看護師 常勤 人 非常勤 人		
医療機関の概要	作業療法士 常勤 人 非常勤 人		
	精神保健福祉士 常勤 人 非常勤 人		
	公認心理師 常勤 人 非常勤 人		
	精神病 区分 1 2 3 4 5		
	棟入院基 特別		
当該医療機関に	本料 ( )		
おける精神病棟の入院基本料等	特定入 区分 精神科救急入院料 1 2		
の届出区分	院料 精神科急性期治療病棟入院料 1 2		
	精神科救急・合併症入院料		
	精神療養病棟入院料		
当該施設基準を	医療機関名		
下回っている場	所在地		
合の連携医療機 関	担当医師の氏名		
	開催予定回数( )回/週・月・年		
多職種チーム会   <sub>===</sub>	参加メンバー(氏名・職種)		
議	•		
<b>ケマ</b> 会詳	参加予定メンバー(氏名・職種)		
ケア会議	•		
訪問看護の体制	担当医師数 人 看護師数 人 その他 人		
訪問看護の体制	連携訪問看護ステーション名		
がない場合の連	所在地		
携体制	看護師数   人		
精神科デイ・ケア	   医科診療報酬点数表による届出の有無 有・無		
の体制			
精神科デイ・ケア	医療機関名		
の体制がない場	所在地		
合の連携体制	医科診療報酬点数表による届出の有無 有・無		
緊急時の連絡・対	对応方法		

注) 緊急時の連絡・対応方法についての患者等への説明文書の例等、参考書類を添付すること。

#### 様式3-2

医療観察児童思春期精神科専門管理加算の施設基準に係る届出書添付書類

- 1 精神科医の配置に関する要件
- (1) 主として 20 歳未満の患者に対する精神医療に従事した経験を 5 年以 上有する精神保健指定医

<u> </u>	
п д	精神保健指定医に指定されてからの精神科の経験年数
氏名 	うち、主として 20 歳 未 満 の 患 者 に対 する 精 神 医 療 に 従 事 した 年 数
	年
	年

(2) 主として 20 歳未満の患者に対する精神医療に従事した経験 1 年以上 を含む精神科の経験を 3 年以上有する精神科医

т д	精神科の経験年数
氏名	うち、主として 20 歳 未 満 の 患 者 に対 する 精 神 医 療 に 従 事 した 年 数
	年
	年

2 専任の精神保健福祉士等の配置に関する要件

氏名	職種

#### [記載上の注意]

「1」の常勤精神保健指定医及び常勤精神科医の氏名、勤務の態様及び勤務時間について、別添の様式7を添付すること。また、当該常勤精神保健指定医の経歴(精神科の経験年数、主として20歳未満の患者に対する精神医療に従事した経験年数及び精神保健指定医の指定番号がわかるもの)を添付すること。

医療観察認知療法・認知行動療法の施設基準に係る届出書添付資料

※該当する届出事項を〇で囲むこと。

回)

)

1 医療観察認知療法・認知行動療法の届出

同席した面接

(

· <u> </u>	
標榜診療科	
医師の氏名	
研修受講の有無	有 • 無
研修の名称	ア 認知行動療法研修事業(厚生労働省事業)
비를 어떤 기가	イ その他(名称)

- 2 医療観察認知療法・認知行動療法ロの専任の看護師に係る要件
- (1) 医療観察認知療法・認知行動療法イの届出医療機関における精神科の外来に2年以上勤務し、専任の認知療法・認知行動療法に習熟した医師が行う治療に係る面接に120回以上同席した経験があること。 勤務した医療機関名( 勤務した期間 (年月~年月)

(2)うつ病等の気分障害の患者に対して、当該看護師が認知療法・認知行動療法の手法を取り入れた面接を過去に 10 症例 120 回以上実施し、その内容のうち 5 症例 60 回以上のものについて、患者の同意を得て、面接を録画、録音等の方法により記録して、専任の医師又は研修の講師が確認し、必要な指導を受けていること。

自ら行った面接	(	症 例	口	)
うち、指導・確認を受けた面接	(	症 例		)
指導・確認を行った者の氏名	(			)

(3) 認知療法・認知行動療法について適切な研修を修了していること。

研修名 ( ) 主催者名 ( ) 厚生労働省による「認知行動療法研修事業」でスーパーバイザーを 務めた経験を有する講師

「記載上の注意]

- 1 「1」について、研修受講有の場合、研修の名称を記載すること。
- 2 「2」(3)について、複数の研修を修了している場合は、余白に記載 すること。
- 3 「2」(3)について、適切な研修を修了したことを確認できる資料(修 了証、プログラム等)を添付すること。

## 様式 4 - 2

## 医療観察依存症集団療法の施設基準に係る届出書添付書類

## 1 依存症集団療法イの施設基準

#### (1) 専任の精神科医

氏名	薬物依存症に対する集団療法に係る適切な研修
	あり・ なし

#### (2) 専任の看護師等

氏名	職種	薬物依存症に対する集団 療法に係る適切な研修	
	看護師 • 作業療法士	あり・ なし	

#### 2 依存症集団療法口の施設基準

#### (1) ギャンブル依存症に係る専門医療機関

ギャンブル依存症に係る専門医療機関の選定	あり・ なし
----------------------	--------

#### (2) 専任の精神科医

氏名	ギャンブル依存症に対する集団療法に係る適切な研修
	あり ・ なし

#### (3)専任の看護師等

氏名	職 種	ギャンブル依存症に対する 集団療法に係る適切な研 修
	看護師 • 作業療法士	あり・ なし

#### [記載上の注意]

- 1 精神科医及び看護師等について、依存症に対する集団療法に係る適切な 研修を修了していることがわかる書類を添付すること。
- 2 「2」について届け出る場合は、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」(平成 29 年 6 月 13 日障発 0613 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に規定するギャンブル依存症に係る専門医療機関に選定されていることがわかる書類を添付すること。

# 医療観察精神科作業療法の施設基準に係る届出書添付書類

当該療法に従事す	告出	専 従	名	非常	専 従	名
る作業療法士	常勤	非専従	名	勤	非専従	名
専用施設の面積						平方メートル
<u> </u>	畜該療法を	行うために』	必要な専用の器	械∙器具	の一覧	
手工芸						
木工						
印刷						
日常生活動作						
農耕又は園芸						

#### 医療観察精神科 [

# ]ケアの施設基準に係る

## 届出書添付資料

				_			
	医師	常勤	専任	名	非常勤	専任	名
	스마	中到	非専任	名	クトロロ主が	非専任	名
	作業療法士	常勤	専従	名	非常勤	専従	名
	TF未炼丛上	市到	非専従	名	<b>非市</b> 勤	非専従	名
	経験を有する看	光莊	専従	名	非崇斯	専従	名
	護師	常勤	非専従	名	非常勤	非専従	名
	看護師	常勤	専従	名	非常勤	専従	名
従	<b>有</b> 透削	<b>币</b> 到	非専従	名	<b>非</b> 帝到	非専従	名
事	<b>光手进</b> 证	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	専従	名	北带带	専従	名
者	准看護師	常勤	非専従	名	非常勤	非専従	名
数	/生 → / / / / / / / / / / / / / / / / / /	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	専従	名	1-25 #A	専従	名
	精神保健福祉士	常勤	非専従	名	非常勤	非専従	名
	八氢心细研签	常勤	専従	名	北带带	専従	名
	公認心理師等	吊到	非専従	名	非常勤	非専従	名
	兴美工	## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	専従	名	1-25 #A	専従	名
	栄養士	常勤	非専従	名	非常勤	非専従	名
	手举法的书	告出	専従	名	<b>非带带</b>	専従	名
	看護補助者	常勤	非専従	名	非常勤	非専従	名
*	出た訳の王珪					ম	方メートル
守用	間施設の面積	患者 1.	人当たり			<u> </u>	方メートル

- 注 1 ) [ ] 内には、ショート、デイ、ナイト又はデイ・ナイトと記入する こと。
- 注 2 ) 経験を有する看護師とは、精神科ショート・ケアにあっては精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を、精神科デイ・ケアにあっては精神科ショート・ケア又は精神科デイ・ケアの経験を、精神科ナイト・ケアにあっては精神科ショート・ケアの経験を、精神科デイ・ナイト・ケアにあっては精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア又は精神科ディ・ナイト・ケアの経験を有する看護師をいう。

[

# ]に勤務する従事者の名簿

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 <sup>し</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>1</sup> 非常勤 <sup>1</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 <sup>し</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 <sup>し</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 <sup>し</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 <sup>し</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>└</sup> 非常勤 <sup>└</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			└非常勤 <sup>し</sup> 非専従		
			│∫常勤 ∫ 専従		
			「非常勤」 非専従		
			│∫常勤 ∫ 専従		
			「非常勤」 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			上非常勤 非専従		
			│∫常勤 ∫ 専従		
			非常勤 非専従		
			非常勤」非専従		
			│∫常勤 ∫ 専従		
			北井 非典従		
			│∫常勤 ∫ 専従		
			└非常勤 <sup>し</sup> 非専従		

注) 職種の欄には、医師、看護師等と記入すること。

# 通院対象者社会復帰体制強化加算の施設基準に係る

# 届出書添付資料

	作業療法	常勤	専任	名	- 非常勤	専任	名	
	±	<b>币</b> 到	非専任	名	7 非吊到	非専任	名	
従事者数	精神保健	常勤	専任	名	→非常勤	専任	名	
<b>化争</b> 日数	福祉士	<b>币</b> 到	非専任	名	7. 市到	非専任	名	
	公認心理	常勤	専任	名	┤非常勤	専任	名	
	師等	<b>币</b> 到	非専任	名	7. 吊到	非専任	名	
温土った	∓間の受入	•同時期	に3名以_	上の受入れ:	実績につい	て		
迎去 3 <sup>1</sup> れ 男		受入	れ時期					
169	<b>大小</b> 貝		年 月	日 ~	年	月 日		

様式 9 通院対象者社会復帰体制強化を行う精神病棟に勤務する従事者の名簿

No	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 <sup>し</sup> 非専従		
			「常勤 」 専従		
			「非常勤」 非専従		
			「常勤 「 専従		
			<sup>1</sup> 非常勤 <sup>1</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 <sup>し</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			〕非常勤 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			上非常勤 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			上非常勤 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 <sup>し</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 <sup>し</sup> 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			「非常勤」 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			上非常勤 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
			<sup>し</sup> 非常勤 非専従		
			∫常勤 ∫ 専従		
注)			非常勤 非專従 非專従 排 保 健 福 祉		

注) 職種の欄には、作業療法士、精神保健福祉士又は公認心理師と記入すること。

医療観察治療抵抗性統合失調症治療指導管理料の施設基準に係る届出書添付書類

1 統合失調症の診断・治療に十分な経 験を有する精神科医の氏名	
2 統合失調症について十分な知識を有 する薬剤師の氏名	
3 副作用発現時に対応するための体制の	D概要

医療観察訪問看護基本料に係る届出書(届出・変更・取消し)の添付資料

						г				
						受理番号	(医訪看	基 10)		号
					_					
受付年月日	令和	年	月	日		決定年月日	令和	年	月	日
(届出事項)	医療	親察訂	問看詞	雙基本#	<b>斗</b> に	:係る届出				
上記のとおり間	届け出ます	•								
令和 年	月	日								
医療観察訪問	看護事業	者の所	在及び	名称						
				代	表	者の氏名				印
地方厚生局	長 殿									
—										

届出内容

ステーションコート゛

訪問看護事業型指定通院医療機関の

所在地及び名称

管理者の氏名

当該届出に係る医療観察訪問看護を行う看護師等

氏名	職種	当該医療観察訪問看護を行うために必要な経験内容
		(1)( ) 経験内容:
		(2)( ) 経験内容:
		(3)( ) 経験内容:
		(4)( ) 経験内容:
		(1)( ) 経験内容:
		(2)( ) 経験内容:
		(3)( ) 経験内容:
		(4)( ) 経験内容:
		(1)( ) 経験内容:
		(2)( ) 経験内容:
		(3)( ) 経験内容:
		(4)( ) 経験内容:

備考:職種は、保健師、看護師又は作業療法士の別を記載すること。

- :経験内容は、以下の(1)~(4)のうち該当するものに〇を付した上で、具体的かつ簡潔に記載すること
- (1)精神科を標榜する保険医療機関における精神病棟又は精神科外来の勤務経験1年以上
- (2)精神疾患を有する者に対する訪問看護の経験1年以上
- (3)精神保健福祉センター又は保健所等における精神保健に関する業務経験1年以上
- (4)精神科訪問看護に関する知識・技術の習得を目的とした 20 時間以上の研修の修了 (研修を修了したことが確認できる文書を添付すること。)
- :届出書は、1通提出のこと。

## 医療観察 24 時間対応体制加算に係る届出書(届出・変更・取消し)

						/Æ=±=	= 00\		-
					受理番号	(医訪看	23)		7
受付年月日	令 和	年	月 日		決定年月日	令 和	年	月	F
(届出事項)	[	医療観察	24 時間対	·応体	制加算				
上記のとおり									
	· 月								
医療観察訪問の正在地及び		有							
の所在地及び	竹			/L:	主 老の 氏々				Ľr
地方厚生局	上 即			1T:	表者の氏名				E[.
地刀序生局	文 双		Т						
ステーションコー	- F								
訪問看護事業	型指定通	院医療機	関の						
		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	×100						
所在地及び名			×100						
所在地及び名		170 E 17X 17X	×100	管理	理者の氏名				
				管	理者の氏名				
届出内容	称				理者の氏名				
	称	職員(	) 常勤		理者の氏名	非常勤			
届出内容	称	職員(	)			非常勤			
届出内容 〇連絡相談を 保健師	称	職員(	)常勤		人				
届出内容 〇連絡相談を 保健師 看護師	称	職員(	)常勤		人				
届出内容  〇連絡相談を 保健師 看護師  〇連絡方法	・担当する	職員(	)常勤		人				
届出内容  〇連絡相談を 保健師 看護師  〇連絡方法  〇連絡先電話	・担当する	職員(	)常勤	人 ————————————————————————————————————	人		)		
届出内容 〇連絡相談を 保健師 看護師 〇連絡方法 〇連絡先電話	・担当する	職員( )	)常勤	人 4	人		)		
届出内容 〇連絡相談を 保健師 看護師 〇連絡方法 〇連絡先電話 1	・担当する	職員(	)常勤	人 4 5	人		)		
届出内容 〇連絡相談を 保健師 看護師 〇連絡方法 〇連絡先電話	・担当する	職員( )	)常勤	人 4	人		) ) )		
届出内容 <ul><li>○連絡相談を保健師 看護師</li><li>○連絡方法</li><li>○連絡先電話</li><li>1</li><li>2</li><li>3</li></ul>	称 - 担当する - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	職員( ) ) )	常勤	人 4 5 6	人	非常勤	) ) ) 動するこ		

# 医療観察 24 時間対応体制加算(基準告示第3に規定する地域又は 医療を提供しているが医療資源の少ない地域)に係る届出書(届出・変更・取消し)

					受	理番号	(医訪	看23)		号
受付年月日	令和	年	月	日	決定	至月日	令和	年	月	日
	療観察24時 集準告示第3				<b>≠.</b> +₽./#.1	プレンス おきば	<b>-                </b>	1,7>1,74	uh tati \	
		一况止	9 <b>包地</b>	以入14区原	で徒択し	ているかは	5.你貝까の?	シないり	巴埃)	
令和 年		B								
医療観察訪問看										
の所在地及び名	称					代表者の』	エタ			印
1						(夜年の)	人石			Ela
2						代表者の月	氏名			E[]
地方厚生局長	毆									
20万子工问及	<i>F</i> X		1)					2		
ステーションコート゛										
定通院医療機関の										
所在地及び名称	( )基準告表	示第3	( )医	<b>寮資源の少な</b>	い地域	( )基準台	告示第3 (	)医療	資源の少な	い地域
管理者の氏名										
			2 尺山土	1灾						
-   女和女//   -    つ	计应体制加值	ゴー伝え								
	対応体制加算				主 坐 刑 也	宁汤陀医		<b>=</b> + /		
つ連絡相談を担	当する職員(		人(①•②		事業型指	定通院医療	療機関の合			
○連絡相談を担 訪問看護事業型	当する職員(				事業型指	定通院医療		計) ②		
つ連絡相談を担	当する職員(		人(①•②			定通院医療				
つ連絡相談を担 訪問看護事業型 指定通院医療機関	当する職員(	),	1	.訪問看護	人	定通院医				J
○連絡相談を担 訪問看護事業型 指定通院医療機関 連絡相談を	当する職員(	),	人(①•②	訪問看護 事常 非常勤	人 加 .	定通院医		2	非常勤	
つ連絡相談を担当 訪問看護事業型 指定通院医療機関 連絡相談を 担当する職員 保健師	当する職員(	人常	人(①·② ① <b>含勤</b>	非常勤	人 b 人	定通院医療	人常勤			
つ連絡相談を担 訪問看護事業型 指定通院医療機関 連絡相談を 担当する職員	当する職員(	人	1	訪問看護 事常 非常勤	人 b 人	定通院医療	- 一	2	非常勤	人
D連絡相談を担認 訪問看護事業型 指定通院医療機関 連絡相談を 担当する職員 保健師 看護師	当する職員(	人常	人(①·② ① <b>含勤</b>	非常勤人	人 加 人	定通院医療	人常勤	② 人	非常勤	人
つ連絡相談を担当 訪問看護事業型 指定通院医療機関 連絡相談を 担当する職員 保健師 看護師	当する職員(	人常	人(①·② ① <b>含勤</b>	非常勤人	人 加 人	定通院医療	人常勤	② 人	非常勤	人
つ連絡相談を担当 訪問看護事業型 指定通院医療機関 連絡相談を 担当する職員 保健師 看護師	当する職員(	人常	人(①·② ① <b>含勤</b>	非常勤人	人 加 人	定通院医	人常勤	② 人	非常勤	J
つ連絡相談を担当 訪問看護事業型 指定通院医療機関 連絡相談を 担当する職員 保健師 看護師 つ連絡方法	当する職員(	人常	人(①·② ① <b>含勤</b>	非常勤人	人 加 人	定通院医療	人常勤	② 人	非常勤	人
つ連絡相談を担当 訪問看護事業型 指定通院医療機関 連絡相談を 担当する職員 保健師 看護師 つ連絡方法	当する職員(	人常	人(①·② ① <b>含勤</b>	非常勤人	人 加 人		人常勤	② 人	非常勤	人
つ連絡相談を担当 訪問看護事業型 指定通院医療機関 連絡相談を 担当する職員 保健師	当する職員(	人常	人(①·② ① <b>含勤</b>	非常勤人	人 加 人	定通院医 <sub>1</sub>	人常勤	② 人	非常勤	Д Д

# 医療観察デイ・ケア等 疾患別等診療計画

患者氏名		性 別		生年。	月日		
主治医		デイ・ケ	ァア				
		担当職	战員				
診 断		既往	症				
入院歴	口なし 口あり(最終入院	年	月~	年	月	病院)	
治療歴	口なし 口あり						
(デイ・ケア	デイ・ケア等利用	歴					
等の利用歴	□ショート・ケア	(施 設	名		禾	月 期 間	)
を含む)	□デイ・ケア	(施 設	名		禾	月期間	)
	ロナイト・ケア	(施 設	名		禾	川用期間	)
	ロデイ・ナイト・ケア	(施設	名		禾	リ用 期 間	)
	口その他	(施 設	名		₹	利用期間	)
現在の状況							
(症 状・治療							
内容等)							
デイ・ケア利							
用目的							
デイ・ケア内	(具体的なプログラム内容とその実施頻度及び期間について記載をすること。)						
容							
デイ・ケア目	短期目標(概ね3ヶ月以内)						
標							
	長期目標(概ね1年以内)						
特記事項							